【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

**日高村事業者持続化補助金　交付規程**

（趣旨）

1. この規程は、【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

1. 新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の事業（以下「補助事業」という。）を実施する日高村内事業者に対して、補助事業に要する経費の一部を補助することにより、日高村内事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。

（補助金交付対象者）

1. 募集開始日、現在において日高村内に主たる店舗、事務所または工場等を有する以下の範囲のもの。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象となりうる者 | 補助対象にならない者 |
| ・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）・個人事業主（商工業者であること）・農事組合法人 | ・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・社会福祉法人・申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日よりも後の場合は対象外）・特定非営利活動法人・任意団体　等 |

（補助の対象となるもの）

1. 補助対象となる事業は、次の（１）から（２）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとする。

（１）ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う取組であること。以下に該当する事業と判断された場合は不採択又は採択・交付を取り消します。

①本規程に沿わない事業

②補助対象経費の中に対人接触機会の減少に該当しない項目を含む事

　業

③新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入がなされない事業

④公序良俗に反する事業

⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事

　業

⑥事業・補助金の重複について

・日高村商工会及び国が補助する他の制度と重複する事業は補助対象となりません（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）。

⑦その他申請要件を満たさない事業

　（２）商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

　　　　「商工会の支援を受けながら取り組む」とは、商工会の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら事業を実施すること。但し、審査の公平性を期すため、個別の申請書の内容に関する事前確認は行いません。

（補助対象経費、補助率及び補助額の範囲）

第５条　補助対象となる経費は、次の①～⑤の条件をすべて満たすものとする。

|  |
| --- |
| ①補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取組であること（⑪感染防止対策費を除く）②使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費③交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費④証拠資料等によって支払金額が確認できる経費⑤申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること |

　（１）補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となる。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となる。

|  |  |
| --- | --- |
| ①機械装置等費 | 製造装置や移動販売車両、ITツールの購入等 |
| ②広報費 | 新サービスを紹介するチラシやネット広告の作成・配布 |
| ③展示会等出展費 | 展示会・商談会の出展料等（オンライン開催のものに限る） |
| ④開発費 | 新商品・システムの試作開発費等（販売商品の原材料費は対象外） |
| ⑤資料購入費 | 補助事業に関連する資料・図書等 |
| ⑥雑役務費 | 補助事業のために雇用したアルバイト・派遣社員費用 |
| ⑦借料 | 機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの） |
| ⑧専門家謝金 | 指導を受けた専門家への謝金 |
| ⑨設備処分費 | 新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等 |
| ⑩委託費・外注費 | 店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼（契約必須） |
| ⑪感染防止対策費※ | 感染防止対策（アクリル板設置等） |

　　　　※感染防止対策費について

本経費のみで申請することはできません。

　（２）１事業者につき、前項に規定する経費に要する経費の２／３、または５０万円のいずれか低い金額を限度とする。

（補助金の申請等）

第７条　事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、以下の書類を提出して下さい。

　　　　＜全事業者＞

　　　　　●【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付申請書（様式１）

　　　　　●【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】経営計画書（様式２）

　　　　　●【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】補助事業計画書（様式３）

　　　　＜いずれかの場合＞

①個人事業主の場合

下記ア～イの全ての書類を提出してください。

ア）税務署の収受日付印のある直近の「確定申告書」（第一表・第二表）

イ）所得税青色申告決算書１～４面全て（白色申告の場合は、収支内訳書１～２面で可）

※確定申告をe-Taxにより、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。

※収受日付印がない場合、税務署が発行する納税証明書（その２：所得金額の証明書）を併せて提出してください（コピー不可）。

※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時に開業していることが分かる税務署の収受日付印のある開業届を提出してください。e-Taxで提出した場合はメール詳細（受信通知）とともに提出してください。

※収支内訳書がない場合は、貸借対照表および損益計算書（直近１期分）を作成し、提出してください。

②法人の場合

下記ア～イの全ての書類を提出してください。

ア）貸借対照表（直近１期分）

イ）損益計算書（直近１期分）

※決算期を一度も迎えていない場合は不要です。

※決算期を一度以上迎えているが決算が未確定等の理由により、損益計算書がない場合は、確定申告書（別表１（収受日付印のある用紙）及び別表４（簡易様式））を提出してください。確定申告をe-Taxにより、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。

　　　　＜任意提出＞

　　　　　●見積書、カタログ等（機能・性能がわかるもの）

（交付決定及び通知）

第８条　会長は、前条による補助金事業に係る申請書等の提出があった場合、所定の手続きを経て商工会職員及び有識者等による書面のみによる審査を実施し、その答申を受けて適正と認められるときは、【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付決定通知書により通知するものとする。この通知に際して、会長は必要な条件を付すことができる。また、審査結果の内容について申請者の問い合わせに応じない事とする。審査する内容については、別紙『【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金　審査の観点』を参照。

（補助事業の内容及び経費の変更）

第９条　事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費について変更をしようとするときは、あらかじめ【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る補助事業の内容変更承認申請書（様式４）を会長に申請し、その承認を受けなければならない。会長は、この通知に際して、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付すことができる。

（事業実施期間）

第10条　交付決定日から当該年度２月末日までとする。

（補助事業の中止または廃止）

第11条　事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、速やかに【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式５）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　事業者は、補助事業が完了した時点で、【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書（様式６）及び【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書（様式７）に請求書及び領収書、写真又は画像データを添付のうえ速やかにこれを会長に提出しなければならない。提出期限は事業終了２ケ月以内又は当該年度３月１０日のいずれか早い日とする。

（補助金の支払い）

第13条　会長は、前条の規定により提出された書類を審査、確認のうえ、交付すべき補助金の金額を確定し、遅滞なく制度利用者に補助金を支払わなければならない。

（状況報告調査及び指示）

第14条　会長は、必要に応じ補助事業の遂行状況報告を求め、または調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第15条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させることができる。

（１）補助事業が対象期間内に完了しないとき

（２）補助事業の施行方法（取得財産等の転売・換金等目的外使用、譲

渡、担保提供、廃棄等）が不適当と認められるとき

（３）支出額が予定金額に比べて著しく減少したとき

（附　　則）

1. この規程は、令和３年１０月１日から施行し、令和４年３月３１日を以って廃止する。

（別紙）

**【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金**

**審査の観点**

**Ⅰ．要件審査**

**次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。**

ア）『【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付規程』の要件に合致すること

イ）必要な提出資料がすべて提出されていること

ウ）提出した内容に不備・記載漏れがないこと

**Ⅱ．書面審査**

提出された経営計画及び補助事業計画について、以下の項目に基づき有識者等による書面審査を行います。

ア）補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

イ）事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること

ウ）新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため新たなビジネスやサービス・生産プロセス導入を行っていること

エ）新型コロナウイルス感染症に対して「新たなビジネスやサービス・生産プロセス導入が対人接触機会の減少に資する取組」となっていること（※単純な事業継続をするための販路開拓に関する取組は補助対象となりません）

オ）自社の経営状況に関する分析の妥当性、経営方針・目標と今後のプランの適切性、補助事業計画の有効性、積算の適切性を有する事業計画になっていること（積算について、数量が一式等で補助対象経費が明確でないものは評価ができません。）

**Ⅲ．加点項目**

　ア）地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることが期待できるものについては加点を行います。

（様式１）

記入日：令和　　年　　月　　日

日高村商工会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

日高村事業者持続化補助金交付申請書

　【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付要綱第７条の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の①目的および内容、②補助対象経費、③交付申請額

　　【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】補助事業計画書のとおり

２．補助事業の開始日および完了予定日

　　　交付決定日～令和　　年　　月　　日

３．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

　（１）あり　／　（２）なし

　　該当事項：

４．消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

　　　（１）課税事業者　／　（２）免税事業者　／　（３）簡易課税事業者

＊消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。

５．添付書類

●【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】経営計画書（様式２）

●【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】補助事業計画書（様式３）

●見積書、カタログ等（機能・性能がわかるもの）

●その他必要書類

　◇法人の場合：

・貸借対照表および損益計算書（直近１期分）

※決算期を一度も迎えていない場合は不要です。

※決算期を一度以上迎えているが決算が未確定等の理由により、損益計算書がない場合は、確定申告書（別表１（収受日付印のある用紙）及び別表４（簡易様式））を提出してください。確定申告をe-Taxにより、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。

◇個人事業主の場合：

・税務署の収受日付印のある直近の「確定申告書」（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書１～４面全て（白色申告の場合は、収支内訳書１～２面で可）

※確定申告をe-Taxにより、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。

※収受日付印がない場合、税務署が発行する納税証明書（その２：所得金額の証明書）を併せて提出してください（コピー不可）。

※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時に開業していることが分かる税務署の収受日付印のある開業届を提出してください。e-Taxで

提出した場合はメール詳細（受信通知）とともに提出してください。

※収支内訳書がない場合は、貸借対照表および損益計算書（直近１期分）を作成し、提出してください。

 （様式２）

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

経営計画書

名　称：

＜応募者の概要＞【必須記入】

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）名称（商号または屋号） |  |
| 法人番号（13桁）※１ |  |
| 自社ホームページのＵＲＬ（ホームページが無い場合は「なし」と記載） |  |
| 業種名称 |  |
| 常時使用する従業員数 | 人 | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。 |
| 資本金額（個人事業者は記載不要） | 万　　　円 | 設立年月日（和暦）※２ | 年　　月　　日 |
| 直近１期（１年間）の売上高（円）※３ | 円決算期間１年未満の場合：　か月 | 直近１期（１年間）の売上総利益（円）※４ | 円決算期間１年未満の場合：　か月 |
| 連絡担当者 | （フリガナ）氏名 |  | 役職 |  |
| 住所 | （〒　　－　　　） |
| 電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |
| FAX番号 |  | E-mailアドレス |  |

※１　法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。

※２　「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載してください。個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、空欄のままで構いません（年月までは必ず記載してください）。

※３「直近１期（１年間）の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合：「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額

・個人事業者の場合：「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「収入金額等」の「事業収入」欄、または「収支内訳書・１面」の「収入

金額」の「①売上（収入）金額」欄、もしくは「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上（収入）金額」欄の金額

※４「直近１期（１年間）の売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合：「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額

・個人事業者の場合：「収支内訳書・１面」の「⑩差引金額」欄または「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「⑦差引金額」欄の金額

＜注（※３、※４共通）＞

①設立から１年未満のため直前決算期間が１年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載してください（例えば個人から法人成りした後、１年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「０円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「０か月」と記載してください。

名　称：

＜経営計画＞【必須記入】

|  |
| --- |
| １．自社の事業概要※自社の概要や経営状況、課題、特徴、自らが製造・販売・提供している商品・サービスの内容や市場動向等について記載してください。また、自社の経営方針・目標等についても記載してください。 |
| ２．新型コロナウイルス感染症の影響・既に取り組んでいる対策※新型コロナウイルス感染症による自社の経営や事業環境への影響を記載してください。また、現在取り組んでいる対策を記載してください。 |

（様式３）

**【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】**

補助事業計画書

名　称：

Ⅰ．補助事業の内容【必須記入】

|  |
| --- |
| １．補助事業名（30文字以内で記入すること） |
| ２．補助事業の内容※感染拡大防止のための対人接触機会の減少に資する新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組について、取組内容や実施体制、スケジュールを具体的に記載してください。 |
| ３．補助事業の効果※補助事業の実施により、自社の経営に与える効果について記載してください。 |

※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。また、必要に応じて、図や写真を貼り付けしても構いません。

Ⅱ．経費明細表【必須記入】

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容・必要理由 | 経費内訳（単価×回数） | 補助対象経費（税抜・税込） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （１）補助対象経費合計 |  |
| （２）補助金交付申請額　　　（１）×補助率2/3以内（円未満切捨て） |  |

※経費区分には、**「①機械装置等費」から「⑪感染防止対策費」**までの各費目を記入してください。

Ⅲ．資金調達方法【必須記入】

＜補助対象経費の調達一覧＞　　　　　　　　　＜「２．補助金」相当額の手当方法＞(※３)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 資金調達先 |  | 区分 | 金額（円） | 資金調達先 |
| 1.自己資金 |  |  | 2-1.自己資金 |  |  |
| 2.持続化補助金（※１） |  |  | 2-2.金融機関からの借入金 |  |  |
| 3.金融機関からの借入金 |  |  | 2-3.その他 |  |  |
| 4.その他 |  |  |  |  |  |
| 5.合計額（※２） |  |  |  |

※１　補助金額は、Ⅱ．経費明細表（２）補助金交付申請額と一致させること。

※２　合計額は、Ⅱ．経費明細表（１）補助対象経費合計と一致させること。

※３　補助事業が終了してからの精算となりますので、その間の資金の調達方法について、ご記入ください。

**（Ⅰ．からⅢ．の各項目について記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。）**

（様式４）

令和　　年 月 日

日高村商工会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

日高村事業者持続化補助金に係る補助事業の内容変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け日高商工第　　号にて交付決定通知のあった上記補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付規程第９条に基づき申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容
3. 補助事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（２）経費の配分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　　更　　前 |  | 変　　更　　後 |
|  | 円 |  |  | 円 |
|  | 円 | 補助金申請金額 |  | 円 |

（様式５）

令和　　年 月 日

日高村商工会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

日高村事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け文書にて交付決定通知のあった上記補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付規程第１１条に基づき申請します。

記

１．中止（廃止）する理由

２．中止（廃止）に至った経過

３．中止の期間（廃止の時期）

（様式６）

令和　　年 月 日

日高村商工会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る

補助事業実績報告書

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付規程第１２条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事業期間

開始　　令和　　年　　月　　日

終了　　令和　　年　　月　　日

２．実施した補助事業の概要

（１）事業名

（２）総費用金額

（３）補助金申請金額

（４）添付書類

　　　請求書コピー　・　領収証コピー　・　写真又は画像データ

　年 月 日

日高村商工会　会長　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】

日高村事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書

日高村事業者持続化補助金交付決定通知書に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

　　　　日高村事業者持続化補助金事業

　　　　（　　　　　年　　月　　日交付決定）

２．請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）

　　　＊以下の５項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のペー

ジのコピーを添付すること。

　　　振込先金融機関名：

　　　金融機関コード（４桁）：

　　　支店名：

　　　支店コード（３桁）：

　　　預金の種別：

　　　口座番号：

　　　預金の名義(カタカナ)：

（様式７）

令和　　年 月 日

日高村商工会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金に係る

事業効果等状況報告書

【低感染リスク型新事業チャレンジ枠】日高村事業者持続化補助金交付規程第１２条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．効果測定期間

開始　　令和　　年　　月　　日

終了　　令和　　年　　月　　日

２．実施した補助事業の概要

（１）事業の具体的な取組内容

　　　**※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組内容について必ず記載下さい。**

（２）本補助事業がもたらす効果等

　　　**※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る効果について必ず記載下さい。**